

令和元年 12 月 10 日

第 12 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 13 号

令和 元年 第 12 回 定例会

日時：令和元年 12 月 10 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長	吉 田 雄 大
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	松 原 修
	児 童 青 少 年 課 長	中 島 一 浩
	教育センター所長	矢 島 孝 幸
	真砂中央図書館長	内 藤 剛 一

「書記」	庶 務 係 長	渡 部 雅 弘
	庶 務 係 主 事	大 塚 功

令和元年

第12回教育委員会定例会

令和元年12月10日（火）午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第11号（令和元年第10回定例会）

議事録第12号（令和元年第11回定例会）

第2 議案の審議

第55号議案 「たのしいおはなし会のスキルアップ講座と超大型絵本がやってくる！！「おまえうまそうだな」の後援名義使用承認について

第56号議案 「アフレルスプリングカップ2020」の後援名義使用承認について

第57号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第58号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第3 報告事項

(1) 令和元年11月定例議会の審議概要について (資料第1号)

(2) 平成31年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について

(資料第2号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14:03)

○加藤教育長 それでは、第12回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。清水委員が欠席、そのほかの委員は出席いただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第11号（令和元年第10回定例会）

議事録第12号（令和元年第11回定例会）

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

まず、第1「議事録の承認」です。議事録の第11号と第12号がお手元にあると思います。事前に確認はしていただいておりますが、なお、訂正が必要な場合については、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

第2 議案の審議

第55号議案 「たのしいおはなし会のスキルアップ講座と超大型絵本がやってくる！！
「おまえうまそうだな」の後援名義使用承認について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は4件です。

初めに、第55号議案「たのしいおはなし会のスキルアップ講座と超大型絵本がやってくる！！」「おまえうまそうだな」の後援名義使用承認について、この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第55号議案、「たのしいおはなし会のスキルアップ講座と超大型絵本がやってくる！！」「おまえうまそうだな」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、NPO法人絵本文化推進協会。

代表者は、奥村傳でございます。

事業名は、「たのしいおはなし会のスキルアップ講座と超大型絵本がやってくる！！「おまえうまそうだな」」。

令和2年1月11日の開催を予定しております。

実施場所は、西片にあります文化シャッターBXホールでございます。

本事業は、絵本への理解を深め、読み聞かせのスキルを磨くこと及び子どもの心の豊かな成長を促すことを目的とするものでございます。

対象は、乳幼児から中学生までとその家族。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、2ページに事業計画書、3ページに予算書、4～12ページに定款、13ページに役員名簿、14ページに活動実績がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 企画自体については、とても夢があっていいと思います。ただ、このサトシン氏という人は、私は全然わからないんですが、どういう方か、もし資料があれば教えてください。どんな絵本をつくっているかとか。

○教育総務課長 この方の著作までは、私どものほうではつかんでないんですが、主に新潟在住で活躍されている方です。絵本の読み聞かせの方を特に指導するような活動も中心的になさっている方だというふうに私どものほうでは聞いております。どういった著作があるかということまでは私どものほうではつかんでございません。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第56号議案 「アフレスプリングカップ2020」の後援名義使用承認について

○加藤教育長 続きまして、第56号議案「アフレスプリングカップ2020」の後援名義使用承認について、この件について説明をお願いします。

○**教育推進部長** ただいま議題となりました第 56 号議案、「アフレルスプリングカップ 2020」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、株式会社アフレル。

代表者は、小林靖英でございます。

事業名は、「アフレルスプリングカップ 2020」。

令和 2 年 3 月 30 日の開催を予定しております。

実施場所は、大田区産業プラザ Pio（ピオ）でございます。

本事業は、プログラミング教育に関心を持ち、学習をしている子どもたちの成果発表の場とすることを目的とするものでございます。

対象は、小学生から大学生、高専生、専門学校生。

参加費は、1 人 3000 円でございます。

このほか、資料といたしまして、2～4 ページに事業計画書、5 ページに予算書、6～12 ページに定款、13 ページに役員名簿、14～15 ページに過去のチラシがございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○**加藤教育長** この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○**小川委員** 今回、実施場所は大田区になっていますし、申請者の会社も文京区ではないんですが、文京区の教育委員会に申請する理由みたいなものはどういうことなのかを説明いただければと思います。

○**教育総務課長** まず、この主催者のほうに私どものほうで確認をしたところ、文京区にということではなくて、23 区全ての教育委員会に申請をしているところでございます。

ちなみに、その状況は、まだ審議中というところもありますが、後援の申請があつて、それを認めたのは大田区だけで、審議中を除いた十数区は全てお断りをしているということは聞いてございます。

○**田嶋委員** 今の小川委員のご質問に関連するのですが、もし、こういうものを認めるとすると、他府県だったり、もちろん通えない範囲ではないと思いますが、遠いところでやるものも認めるのか、どこまでだったらいいのか、そういう規定はあるんでしょうか。

○**教育総務課長** 明文化した規定まではいかないんですが、この間、ずっとこの教育委員会でのご

審議の中で、文京区の子どもたちにとってということ、特に小学生の場合には、児童でも通える範囲ということで、開催場所は近隣区を基準にするということではあるのかなと考えております。

○坪井委員 2ページを見ますと、使用機材が、教育版レゴ® マインドストーム® EV3ということで、「機材スペックの差が出ないように使用機材は同じものを設定している」となっています。つまり、出る人はみんな教育版レゴ® マインドストーム® EV3を使うという趣旨なんですね。マインドストームEV3のチラシが一番最後のページに出ていますが、この価格が出場者には6万6600円でおわけしますという形になっている。つまり、この6万6600円の機材を持っていない子どもは参加できないということになるんじゃないですか。

○教育総務課長 坪井委員おっしゃるとおりでございます、この大会に参加するためには、少なくともそのチームで、指定されているEV3WRO2018 ミドルチャレンジセットというものを、その方たちが所持していないと参加できないと聞いてございます。

○坪井委員 意見になってしまいますが、6万6600円というのは結構高い機材だし、それを持っていない子は、見学は行けるんですが、参加できないわけですね。しかも参加費が3000円もかかる。そういうことを教育委員会が後援することについては、ちょっと問題ありじゃないか。特に会社が主催していて、構成メンバーを見ると全員会社の人、12ページに団体構成員名簿とありますが、会社の人はずらっと並んでいますね。会社の中身がこうなっているのか、主催団体としてやっているのかわかりませんが、この会社の機材を持っていないと参加できなくて、結構高くて一部の子どもたちだけしか参加できないというのはいかがかなと思いました。

○田嶋委員 坪井委員の意見に賛成で、私も、こういうプログラミングとかロボットをつくるという教育は、これから子どもたちにはきっと必要になってくるし、ましてこういう大会でやることは、モチベーションが上がり、いいこととは思いますが、今、坪井先生がおっしゃったこと、それから、会社や開催場所も、文京区とは違うところで行われる、そういうことも考えると、あえて我々が名義使用を認め、後援する必要はないんじゃないかと思います。

○加藤教育長 小川委員も同様の考えでしょうか。

○小川委員 両委員と同じ意見でございます。

○加藤教育長 開催場所あるいは一部の子どもしか参加できない、費用面の負担が大きいということで、会の趣旨であるプログラミングは必要だけでも、後援名義にはそぐわないということで、今回についてはお認めしないということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第57号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第57号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第57号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、特別区人事委員会の給与に関する勧告に伴い、令和元年11月定例議会において、幼稚園教育職員の給与に関する条例における給料表を改定したことを受け、昇格時の対応号給表の改正を行うものでございます。

施行期日は令和2年1月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 持ち回り決裁のときに、保育園の職員の給与改定の決裁があったと思いますが、それとパラレルになっているものなんですか。

○加藤教育長 持ち回りしたのは11月27日の幼稚園教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

○教育指導課長 その際は条例ということで持ち回りで見ていただきまして、昨日の本会議で議決されました。本日はそれにかかわる規則というところでございます。

○坪井委員 条例に基づく規則ですね。

○加藤教育長 ほかにご質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきましては、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第58号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第58号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 58 号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、議案第 57 号と同様、特別区人事委員会の給与に関する勧告に伴い、令和元年 11 月定例議会において、幼稚園教育職員の給与に関する条例を改正したことを受け、必要な改正を行うものでございます。

具体的には令和元年 12 月の勤勉手当の支給月数を、再任用職員以外の職員につきましては年間 0.15 月、再任用職員につきましては年間 0.1 月引き上げるものでございます。

施行日は公布の日でございます。ただし、本規定については、令和元年 12 月 1 日にさかのぼって適用するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 こちらも前回持ち回りで決裁した幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例にかかわる規則ということです。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 3 報告事項

(1) 令和元年 11 月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は 2 件です。

1 件目、「令和元年 11 月定例議会の審議概要について」、この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 資料第 1 号の文教委員会資料として出しているとおり、まず、報告事項としては 1～8 までございました。

特に 7、8 の図書館の指定管理者のところとか、1 の教育指針の策定のところ、4 の魚沼移動教室及び岩井臨海学校の今後について、非常に活発なご議論がございました。多様なご意見等がありました。それについては、ここで一々紹介すると時間もございませんので、いつも議事録のほうを見ていただいていますので、そこで読んでいただければと考えている次第でございます。

この報告事項のほかに、一般質問がございました。一般質問について、幾つかここでご報告申し

上げます。学校のナイター設備について、また、台風のときに、グラウンドの砂が敷地外に出てしまうということについて、学校に派遣されている司書について等々が一般質問として出されたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 たまたま私、東京弁護士会の子どもの人権に関する委員会に所属しています。ついこの間、岐阜で校則の問題で、子どもの権利条約に反するんじゃないかという意見書が出て、いろいろな校則が問題になったというのを踏まえて、東京の中学校の校則どうなっているんでしょうかという話があった。坪井さん、文京区教育委員をやっていて、校則を知っているんですかと聞かれたんです。私は「あれっ」と思った。文京区の中学校の校則をちゃんと見たことがなかった。

何となく、文京区なんだから、岐阜のようなああいう校則が今はないだろうと勝手に思い込んでいましたが、教育委員として、ちゃんと校則を見せていただくべきじゃないかなと思った。市民から見ても、権利条約から見ても、おかしい校則があるのであれば、それは直していかなくちゃいけないじゃないかなと、指摘があったものですから、ハッと思ったんです。指導課のほうにお願いすることになるのかもしれませんが、せめて中学校の校則はどんな校則なのかを教育委員会で委員に教えていただければということがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育指導課長 後ほど資料としてお渡ししたいと思いますので、見ていただければと思います。

○坪井委員 この議員さんでも質問されている方がいらっしゃるようですけれども、学校選択をする際に、どんな校則の学校なのかということを知りたい方が多いんじゃないか。往々にして、今は余りなくなりましたが、校則違反で処分されて裁判になった場合に、学校のほうは校則を知っていて入学したのであるから、契約が成立しているみたいに出すことが多いんですけれども、入るときに保護者さんも生徒さんも、この学校の校則はこういうんだということをちゃんとわかって入学するというふうにすることがトラブルをなくす道でもあると思うので、区民の方が中学に入るに当たって、校則がわかるように。ここを見ると、オープンキャンパスのときに校則を渡して説明しているんでしょうか。その辺ちょっとわからないんですけれども、そういったものがあれば、それもあわせて、どんなふうに区民に知らせているかということをお教えいただきたい。

○教育指導課長 オープンキャンパスの際に、とりたてて校則だけということではないと思いますが、さまざまな情報提供をさせていただいて、学校選択の1つの情報としておりますし、実際に学校が決まった段階でそれぞれの学校は説明会をしておりますので、そういった折にも資料の一部と

しているところでございます。

○坪井委員 もう1つ。LGBTの子どもたちの問題が起きているときに、制服が、女の子の制服、男の子の制服じゃなくて、どちらを着てもいいみたいな制服の規定の仕方をしているのかという話も出たんですが、その辺はどうなんですか。

○教育指導課長 まず、本区は標準服という位置づけにはなっております。明確に女子がスラックスを選べるという形でお示しをしている学校もございますし、そういうふうには示してはいないけれども、個別にご相談のあった場合には対応する学校もございます。

○坪井委員 学校ごとの対応に任せるということで、文京区としてという方針は出さないんでしょうか。

○教育指導課長 標準服も、それぞれの学校で形やデザイン等さまざま違うところがございますので、今のところ、教育委員会として一律の方針は出しておりません。

○坪井委員 独自にさせていただくにしても、少なくともそういう議論を教育委員会がしているということは、校長先生たちに知っていただければと思います。

○加藤教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 平成31年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について

○加藤教育長 続きまして、「平成31年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について」、ご説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料第2号によりまして、平成31年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について、ご報告をいたします。

本調査の実施日は、本年7月4日でございます。

対象学年は小学校第5学年及び中学校第2学年でございます。

このたび東京都教育委員会から集計結果が参りましたので、それに基づきましてご報告をいたします。

昨年度までは、観点ごとの正答率と読み解く力ごとの正答率が、分けて集計されておりましたけれども、今年度から、観点ごとの正答率のみとなりました。

1ページは小学校でございます。左上に全体平均正答率の表がございます。その下には教科ごと、観点ごとの正答率の表がございます。

文京区は、全ての教科、全ての項目におきまして、東京都の平均を上回っており、非常に良好な

成績であったところでございます。

おめくりをいただきまして、2ページ、3ページには小学校の分布図を載せてございます。

続きまして、4ページからは中学校でございます。中学校も同じつくりになっておりますけれども、全ての教科、全ての項目におきまして、東京都の平均を上回っており、良好な成績になってございます。

5ページ、6ページには中学校の分布図を載せてございます。

課題といたしましては、やはり正答数が少ない児童・生徒への支援ということが挙げられます。

具体的な取り組みといたしましては、例えば小学校においては、本年度から多層指導モデルMIMというものを導入いただきまして、特に低学年のうちですが、文字を読むことをつまづきを早期にスクリーニングをして、個々の特性に合わせて効果的な指導が行える環境の整備をしております。主に低学年が対象になってまいりますので、今年すぐに成果が出ているということではございませんけれども、今後成果が出てくるものと考えております。

中学校においては、放課後等の時間を活用しながら、つまづいている学習への補充であるとか、基礎、基本の徹底を行っております。

あわせて、各小・中学校が本調査結果を分析し、指導方法等の充実改善を図りながら、さらなる学力向上に向けてこれからも取り組んでいくというところでございます。

ご報告は以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で用意した案件は全てでございます。

第4 その他の事項

○加藤教育長 その他ということで、ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、第12回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(14:35)

令和元年 12 月 10 日

議事録署名人

教育長

委員